

令和6年度山形県主任介護支援専門員更新研修実施要綱

1 目 的

この研修は、主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

- 2 研修実施主体 山形県
研修実施機関 一般社団法人山形県老人福祉施設協議会（山形県から指定）

3 対 象 者(受講要件)

以下の①から⑤までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証書の有効期間が概ね2年以内に満了する者 ⑥

- ① 介護支援専門員に対する研修（※1）の企画、講師やファシリテーターの経験（※2）がある者（山形県介護支援専門員実務研修における実習指導者（※3）を含む）
 - ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修（※4）に年4回（主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了日から令和6年3月31日までの間の任意の1年間に4回）以上参加した者
 - ③ 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（※5）
 - ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー（認定有効期間内のものであること）
 - ⑤ 主任介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として、都道府県が適当と認める者（※6）
- ⑥当該研修の修了日（6月28日）が現在の主任介護支援専門員有効期間内でない者は受講できません。

《※1～6の定義等》

- ※1 「研修」とは、法定研修の他、都道府県、市町村、地域包括支援センター及び職能団体（実務研修受講試験の要件にある法定資格者団体と一般社団法人日本介護支援専門員協会、一般社団法人山形県介護支援専門員協会及び各地区支部）が実施するもので、受講対象者に介護支援専門員が含まれるものをいう。
- ※2 「講師やファシリテーターの経験」についてはホームページ「主任介護支援専門員更新研修を受講するための「法定外研修」と「講師の経験について」」をご確認ください
- ※3 「実習指導者」とは、山形県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として山形県に登録された事業所に勤務する主任介護支援専門員であり、介護支援専門員実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」の模擬プラン作成実習及び見学・観察実習で直接指導を行った主任介護支援専門員として、社会福祉法人山形県社会福祉協議会会長から「山形県介護支援専門員実務研修実習指導証明書」の交付を受けた者をいう。

※4 「法定外の研修」とは、介護支援専門員に係る研修として都道府県、市町村、地域包括支援センター及び職能団体（※1に同じ）が実施するもので受講対象者に介護支援専門員が含まれるものをいう。

※5 「演題発表等の経験がある者」とは、日本ケアマネジメント学会が開催した講演会の講師、研究大会のコーディネーター、シンポジスト、演題発表者、ポスターセッションの発表経験のある者をいう。

※6 市町村及び地域包括支援センター(基幹型含む)において、介護保険制度の運用やケアマネジメント等の実施について、指導的立場にある者で、市町村長が推薦する者

4 募集定員 129名

5 申込方法 【申込期限：令和6年4月22日（月）までに①②の両方を完了してください】

- ① 研修システムの登録と研修の申込をお願いいたします。
- ② 以下の申込書類の様式を、研修実施機関（山形県老人福祉施設協議会）ホームページからダウンロードし、A4用紙に片面印刷のうえ必要事項を記入し、郵送してください。
 - (1) 様式1（受講申込書）介護支援専門員証の写し
 - (2) 様式2（受講要件申告書）該当項目①②③④⑤それぞれの確認書類
 - (3) 様式3-①②③④⑤⑥⑦（指導事例）1部
 - (4) 様式4（事前目標シート）
 - (5) 直近の主任介護支援専門員研修修了証書の写し、または主任介護支援専門員更新研修修了証書の写し
 - (6) 提出書類チェックシート

【申込時の注意事項】

- ・ 上記(1)～(6)の書類を角形2号封筒に入れ、封筒の表に朱書きで「主任介護支援専門員更新研修申込書在中」と明記のうえ4月22日(月)までに【郵送必着】で申込みしてください。
※受講申込書は簡易書留での郵送をお願いいたします。普通郵便で送られた場合の郵便事故による未着・誤送については一切責任を負えません。
- ・ 持参・FAXでの申込みは受け付けません。
- ・ 「受講申込書」、「実務経験申告書」及び「受講要件申告書」により受講要件の確認ができない場合及び添付すべき書類が不備の場合は受講を認めません。
- ・ 研修システムの登録と申込書類の提出により申込が完了となります。どちらも期限内に行ってください。申込期限を過ぎた場合、いかなる理由があっても受け付けません。
- ・ Zoomを使用しての研修となります。グループワーク等も行いますのでパソコンで受講してください。またWebカメラ及びマイクが接続又は内蔵されているものを使用してください。
- ・ インターネット回線を使用しての研修となりますので、受講環境を整えてください。ネットワーク不具合等により受講できなかった場合は欠席扱いとなり修了できなくなる場合もございます。

6 受講決定

- ① 受講の可否については、5月上旬頃に、事業所宛に通知します。
- ② 受講申込者が多数の場合は、概ね1年以内に介護支援専門員証の有効期間が満了する方を優先としますので、受講できない場合があります。

7 受講料

受講料は山形県手数料条例に基づき **24,500円** とし、期日までに入金を完了してください。詳細は受講決定通知にて確認してください。

なお、いかなる理由があっても納入された受講料は返金しません。

8 研修科目及び日時

別紙1（カリキュラム）のとおりですが、都合により変更する場合があります。その場合は山形県老人福祉施設協議会ホームページまたは、研修システムにてお知らせしますので、随時確認してください。

9 研修当日までに準備するもの

受講決定通知書、テキスト（受講決定通知でお知らせします）、指導事例等
その他、必要があるものについては別途お知らせします。

10 遅刻、欠席等の受講上の注意

研修課程は49時間すべてを履修する必要があり、遅刻、早退、欠席、研修主催者の了承を得ない離席は認めません。特別な事情がある場合は、予め当会事務局へ連絡してください。

11 指導事例等の提出について

事例の提出については、別紙2「令和6年度主任介護支援専門員更新研修の指導事例提出について」を参照してください。指導事例の提出が困難な場合は受講できない場合があります。

12 修了認定

研修の全課程を受講した者について、小論文又は課題に対するレポート等により、国が示す「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン（令和5年4月）、5 修了評価の考え方」に基づく評価を研修審査委員会において行います。その結果、修了可とされた者に修了証書を交付します。

なお、レポート等の内容が評価基準に達しない場合、改めてレポート等の提出を求めます。これにより、介護支援専門員証又は主任介護支援専門員資格の有効期間満了日までに修了認定が受けられなかった場合、当該証又は資格は有効期間満了をもって失効します。ついては、有効期間満了日の1年前までには受講する、又は提出前にレポート等を事業所内で添削する等により、有効期間満了日までに終了認定を受けられるようにしてください。

13 個人情報の取り扱い

研修申込みで取得した受講者の個人情報については、本研修の実施及び山形県への報告、照会以外は使用しません。

14 申込み、問い合わせ先

〒990-0021 山形市小白川町2-3-31 山形県総合社会福祉センター内
一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 事務局

研修専用TEL:023-666-8506（平日9：30～12：00、13：00～16：00）

FAX:023-616-5570

E-mail:care@scws.yamagata.jp

HP：www.scws.yamagata.jp

山形県老人福祉施設協議会のホームページ QR コード→

